

令和8年度 長崎県健康づくり優良事例（ながさきヘルシーアワード）

表彰選考要領

1 表彰部門及び表彰団体数

以下の表に示す表彰部門について審査を行う。

1 実践部門 ※市町（地方自治体）は実践部門の対象に含まない。	① 大規模企業 （従業員 50 人以上）	最大 2 団体
	② 中小規模企業 （従業員 50 人未満）	最大 2 団体
2 地域応援活動部門		最大 2 団体
3 継続部門		限度は設けない

2 選考委員

選考委員は、健康ながさき 21 推進会議 優良事例等選定委員会（以下「委員会」）の委員とする。

3 事務局

事務局は、長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課（以下「事務局」）とする。

4 審査方法

【1次審査（事務局による書類審査）】

（1）実践部門、地域応援活動部門について

①事務局は応募事例について別紙の評価基準に基づき、各項目で5段階評価を行い、採点する。

・特に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣る（2点）、劣る（1点）

・最低基準を設定する。（15点未満は受賞対象から除外する）

②事務局は順位付けを行い、各部門において上位4団体以内を二次審査の対象とする。

（2）継続部門について

事務局は応募事例について別紙の評価基準に基づいて、継続性を評価したうえで、最終審査の資料とする。

【2次審査（委員会による書類審査）】

（1）実践部門、地域応援活動部門について

①各委員は1次審査を通過した各部門の応募書類及び事務局からの説明に基づき、別紙の評価基準の各項目を5段階評価で採点する。

②事務局は、各委員の採点表をもとに総合点を集計して順位付けを行い、最終審査の資料とする。

【最終審査（委員会による協議）】

（１）実践部門、地域応援活動部門について

① ２次審査の結果をもとに、最終的に各部門につき最大２団体を表彰候補事例とするが、各部門表彰に値しないと判断した事例は、対象外とする。なお、同点の団体が複数ある場合、選定委員による多数決で表彰団体を決定することとし、多数決でも決定しない場合は委員長一任とする。

② 最終審査における選考順位及び意見を長崎県に提出する。

（２）継続部門について

① １次審査の結果をもとに、表彰候補事例について決定する。

② 最終審査における選考順位及び意見を長崎県に提出する。

【知事による受賞の決定】

知事は、選考結果をもとに受賞者を決定する。

【健康ながさき２１推進会議への報告】

知事は、健康ながさき２１推進会議 議長に審査結果を報告する。

５ その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附則 この要領は、令和元年１０月１日から施行する。
この要領は、令和２年９月２３日から施行する。
この要領は、令和３年８月１９日から施行する。
この要領は、令和４年１０月１１日から施行する。
この要領は、令和５年１０月２日から施行する。
この要領は、令和６年１１月５日から施行する。
この要領は、令和７年６月２０日から施行する。
この要領は、令和８年６月１５日から施行する。

「評価基準」

1 実践部門

評価項目	掲載箇所	評価の視点
課題認識	健康課題・目的 目標	各企業の健康課題や目標が明確にされているか
継続性	実施期間	取組が一過性のものでなく、継続して行われているものか
模範性	取組内容	取組が他の企業等の模範となり、その活動内容やプロセスは他の企業等でも取り組めるものであるか
従業員の健康増進への寄与	成果・効果	取組が従業員の健康増進に寄与し、組織の活性化や企業価値への向上につながっているか
発展性	今後の展開	今後の更なる展開・発展が見込める取組であるか

2 地域応援活動部門

評価項目	掲載箇所	評価の視点
課題認識	健康課題・目的 目標	各企業の健康課題や目標が明確にされているか
継続性	実施期間	取組が一過性のものでなく、継続して行われているものか
新規性・独自性	取組内容	取組内容に新規性・独自性が見られるか
広汎性 社会的波及効果	参加者・対象者 成果・効果	取組は広汎的で、多くの住民を対象とし、自然に健康になれる環境づくりや健康増進のための基盤整備や社会環境の質の向上に寄与しているか
発展性	今後の展開	今後の更なる展開・発展が見込める取組であるか

3 継続部門

評価項目	評価の視点
継続性	受賞時と遜色ない取組を行っている、もしくは、それ以上の取組を行っているか